

兵庫県の国指定城館と保護について

山上 雅弘

一 悉皆調査の成果と課題

(1) はじめに

兵庫県では昭和五七年に『兵庫県の中世城館・

莊園遺跡―兵庫県中世城館・莊園遺跡緊急調査報告』（以下『兵庫県の報告書』）を刊行したが、これは文化庁の城館悉皆調査（以後、悉皆調査）の実施事例としては初期に行われたものである。

その当時、悉皆調査は三重県（昭和五一年）・熊本県（昭和五三年）・静岡県（昭和五六）などが実施するのみで、まだ全国的には実施府県が限られていた。悉皆調査の実施府県が増加したのは兵庫県の報告書刊行より少し遅れて行われた滋賀県の調査以降のことであろう。滋賀県では昭和五八年（平成四年）（一九八三～一九九二）の約一〇年間に渡つて調査を実施し九冊（一冊の補遺編）

の報告書を刊行した。そして、調査期間中その成果を報告することを目的としてシンポジウムなども開かれ悉皆調査の関心を高める上で大きな役割を果たしている。

一方、兵庫県の悉皆調査は滋賀県に比べあまり注目されることはなかつたが、その後の県下城館にとつては大きな恩恵があり、全国的に見ても兵庫県は城館遺跡を活用した様々な環境が整えられる好機が生じたのである。ただ、そのことによつて確かに個別城館の取り組みに熱心な自治体や地域活動が増えたことは事実であるが、県全体を包括した取り組みに積極的であったとは言いがたいため、城館遺跡相互の連携の点ではものたりない状況にある。

その好機とはこの調査を機に兵庫県において国の史跡指定を受ける城跡が増加したことを指す。現在兵庫県下には中世城郭一二城（後述の通り赤

松氏城跡三城、山名氏城跡二城は一括指定、文化庁の指定件数としては九件）、近世城郭五城（このうち姫路城は特別史跡、世界遺産）、幕末期台場四箇所の国指定史跡がある。このうち悉皆調査後に指定を受けたのは、中世城郭一〇城、近世城郭一城、幕末期台場二件に上り、一七件中一三件（中世城郭では九件、一二城のうち一〇城）が悉皆調査後の指定となる。これは実に城館史跡全体の六四パーセントを占めるが、この数字が示すよう悉皆調査を境にして大きく史跡指定の環境が変わつたのである。⁽¹⁾

この意味で悉皆調査の意義を検討することは城館の保護にとって重要であるはずであるが、報告書刊行後、兵庫県内でこの調査の意義や評価を論じたものは池田正男の検討以外には見当たらない。従つて先ずは悉皆調査についてその意義を検証する必要があるだろう。

次に、この悉皆調査報告書刊行以後の兵庫県の城館研究及び調査の動向について考えてみたい。

調査は四〇年近く前のことであり、その後の城館研究の動向や個別城館の研究は膨大であり、これ

によつて昔日の牧歌的な城館像は変貌を遂げている。

本稿ではこれらの新たな動きのうち、後述の通り平地居館を取り上げて考える。これはこの問題が城館にとつて現在最も緊急性があると考えるからである。

（2）悉皆調査の動向と推移

検討に入る前に先ず、各府県の中世悉皆調査について概要を紹介したい。文化庁の補助事業として行われている県別の中世城館悉皆調査は前述の熊本県などにおいて実施されて以来、暫時各府県で実施されてきた。兵庫県と前後する頃に実施されたものでは高知県が昭和五九年度、山梨県が昭和六一年度にそれぞれ報告書を刊行している。近畿地方では平成二七年に京都府が完了したばかりで、現在でも大阪府・奈良県において調査が継続中である。このほか滋賀県は前述の通りで、和歌山県は平成四～六年にかけて調査を実施、平成一〇年に報告書を刊行した。京都府は平成二一～二七年にかけて調査を実施し平成一四・一五・一六・

表1【兵庫県の国指定史跡】

国史跡 国史跡48件／城館 14件（近世城郭5城・中世城郭9件、12城）
関連 台場・砲台4件（西宮砲台T11・和田岬砲台T10）
【近世城郭】 姫路城跡（S3、世界遺産H5・天守S6）・赤穂城跡（S46）・篠山城跡（S31）・明石城跡（H16、翼・坤櫓はS32重要文化財指定）・柏原藩陣屋跡（S46）
【中世城郭】 竹田城跡（S18）・有岡城跡（S54）・黒井城跡（H元）・八木城跡（H9）・洲本城跡（H11）・八上城跡（H17）三木城跡及び付城跡・土塁（H25）
赤松氏城跡－白旗城跡（H8）・感状山城跡（H10）・置塩城跡（H10）
山名氏城跡－此隅山城跡（H8）・有子山城跡（H8）

二七年度にそれぞれ報告書を刊行している。

この他、本県に近い地域の主要なものを上げると広島県では平成四～七年に報告書が刊行され、その後毛利氏・吉川氏・小早川氏関係の城館が随時史跡指定を受けている。愛知県では平成三・六・九年に三冊の報告書を刊行した。香川県では平成一五年、徳島県では平成二三年に報告書を刊行している。さらに、島根県は平成九・一〇年、鳥取県は平成一二・一四年に報告書を刊行している。一方、隣県である岡山県では平成二五年から七ヶ年計画で現在調査が進行中である。

悉皆調査を通覧してみると各県での手法はばらつきが見られるが、多くは三～五年程度の年限で全県下の調査と報告書の刊行を終えている。ただ取り組みに熱心な県ほど報告書の冊数が多い傾向が見られるようである。さらに、広島県のように中世城館遺跡の発掘調査研究所を立ち上げることと平行して悉皆調査を行うなど、単に悉皆調査のみを城館調査の事業として行うのではなく、複数の調査研究の中で悉皆調査とを連携させて実施する事例もあって中世城館に対する取扱いは各府

県で温度差がみられる。そして、近畿圏のうち大阪府・京都府・奈良県さらには隣県の岡山県などでは実施が遅くなっているが、古代以前、つまり考古学本来の領域に意識が向いている府県ほど実施を後回しにする傾向が顕著である^④。

(3) 兵庫県の悉皆調査と報告書刊行

『兵庫県の報告書』の刊行に際しては、これにやや先行する形で昭和五六年に『日本城郭大系第一二巻大阪・兵庫』(以後、『大系』)の刊行があつた。これは二〇巻からなる刊行物で、昭和四〇年代に刊行された『日本城郭全集』の後継となる城館についての総覧であり、一〇年間を置いて昭和五〇年代に起つてきた縄張り調査の動向を集約しようというものであつた。このことが示すように『大系』では『日本城郭全集^⑤』と異なつて具体的な遺構の記述が増えたことと、縄張り図の掲載が圧倒的に増加している点が特徴となつている。

このように実は『大系』と『兵庫県の報告書』は同じ時期に調査が並行して進捗し、相前後して刊行されている。このために調査担当者の重複と記述内容の類似が各所で起つており、後出の『兵庫県の報告書』に一層の工夫が必要であつたことは否定できない。

一方、『兵庫県の報告書』は『大系』より一年遅れで刊行された。報告書の事業経緯によれば各

館・莊園遺跡緊急調査報告—但馬地区 拠刷』が昭和六〇年一月に刊行されている。そして、丹波・淡路についてもそれなりに遺構調査が実施されたが、報告書を見ると遺構の記述や縄張り図の掲載は物足りない。

これは『兵庫県の報告書』が昭和五七年度完成を目指した都合から、間際になつて編集を急いだためと思われ、折角の調査成果が充分に報告書に反映されていないことに起因している。『調査票』では多くの遺構について記述が見られ縄張り図も添付されているのであるが残念である。

さらに『兵庫県の報告書』について、もう少しその評価を述べておきたい。まず報告書をみて気付くのは位置図の掲載が一部にしかないことである。その一方、各城館には国土地理院作成の二万五〇〇〇分の一地形図を使つて位置を割り出す記載法がとられている⁽⁷⁾。しかし、この方法は一般にはわかりづらい。この点においては『大系』よりも遺跡の位置や範囲こそが重視されるべきであつたが、残念ながら編集が徹底されていない⁽⁸⁾。

また、本書では莊園遺跡緊急調査を付している

が、この悉皆調査において莊園遺跡を報告書に含んだのは兵庫県が唯一の事例となる。このために両者の内容が中途半端になつたのではないかと筆者は考える。

さらに、縄張り図の掲載方法に統一性がない点など遺構の紹介部分にやや物足りなさを感じる点が目を引く。このため折角の現地調査が多くの点において編集段階で生かされていない印象をもつ。その一方で、当時の県下において知られている城館はほぼ網羅されており、この点に関しては『大系』よりも信頼がおける。後出であつたことの利点が生かされた結果といえるだろう。このことからは各地区の報告者は真面目に調査を実施し情報を集めたことがわかる。結論としては『調査表』作成段階から、報告書刊行に至るまでもう少し余裕があれば、全国レベルからみても合格点を得られる成果物となつたことが予測されるだけに惜しまれる。

以上のように『兵庫県の報告書』は多くの情報を盛り込むが、遺構を紹介しその価値を検討するための刊行物としては残念ながら欠陥が多い。そ

の意味でこれに変わる刊行物が必要であることは兵庫県にとつては喫緊の課題といえる。⁽⁹⁾

ただし、そうではあっても兵庫県が同報告書を刊行し城跡の全県的な比較検討を行った結果、行政的な保護措置を講じる上で基礎資料が出来あがることになった。そして、同報告書において重要とされた城跡については、その後短期間のうちに国指定史跡となつてゆくのである。この結果、

後述する通り国指定史跡の指定件数の上では『兵庫県の報告書』は最も優秀な報告書となつた。

（4）中世城館の国指定

兵庫県における中世城館の国史跡指定は竹田城跡（昭和一八年）、有岡城跡（昭和五四年）が早いものであるが、以後は『兵庫県の報告書』刊行以後に指定を受けている。平成元年に黒井城跡が指定され、平成八年度に赤松氏城跡（白旗城跡・感状山城跡）と山名氏城跡（此隅山城跡・有子山城跡）として一举に四城が指定されている。さらに平成一〇年に置塙城跡が赤松氏城跡として追加指定を受け、平成九年に八木城跡、平成一一年に

洲本城跡、平成一七年に八上城跡と次々に城館が国指定史跡となつたのである。その他、平成一三年に県指定史跡となつた岩尾城跡（丹波市山南町）なども報告書が生かされた成果で、ここまでが『兵庫県の報告書』によつて評価されたことを根拠に史跡指定を受けた城跡である。

さらに平成二五年に三木城跡及び付城跡・土墨が国指定史跡の指定を受けたが、これは悉皆調査以後に発見された付城の存在が重要視されて指定されたものである。これとは別に平成一六年には近世城郭である明石城跡が指定されるとともに、平成一八年には徳島藩松帆台場跡、平成一九年には明石藩舞子台場跡が幕末期台場として国指定史跡となつてている。このように平成以後、著しく城館およびこれに関わる史跡が増加した。すべてが悉皆調査によるものではないが、その果たした役割は大きいのである。

ちなみに近世城郭においても姫路城跡を初め現在五つの城・陣屋が指定を受けており、国指定史跡は、平成二九年一月現在、兵庫県下で総計四八件を数えるが、このうち一六件、三分の一が城館

遺跡で占められることになる。

では、周辺の府県の状況はどうなのであろうか。現在近畿六府県における中世城館の国指定件数は大阪府四城（近世城郭一城）・滋賀県九城（近世城郭一城）和歌山県〇城（近世城郭一城）・奈良県二城、京都府〇城（近世城郭一城）である。滋賀県は歴史的にみても指定数が多く、悉皆調査も熱心に行われたが、各地域に万遍なく国指定城郭を持つ兵庫県の方が数の上では多いのである。さらに中国地方では岡山県三城（近世城郭三城）、広島県九城（近世城郭三城）、鳥取県二城（近世城郭二城）、島根県一城（近世城郭二城）、山口県二城（近世城跡一城）などとなつてている。広島県には毛利氏、山陰にも尼子氏などの戦国大名が勢力を張った地域だけに各地で城館への関心が高い地域であるが、これらに比べても兵庫県の指定数のほうが現状では上回っている。

一方、全国的にみて城館の指定件数が多いのは北海道と沖縄県である。北海道ではチャシと呼ばれるアイヌ民族の城塞を初め、和人が築いた道南一二館、近世城郭である松前城跡、開拓団として

明治期に入植した各藩の陣屋などを含めると件数のみで二二件（この内の根室半島チャシ群を構成するチャシは二に及ぶ）となる。さらに沖縄県でもグスクと呼ばれる城郭群が多数指定を受けており、その件数は現在首里城跡を含め一六城となる。この二つの道県におけるチャシやグスクはアイヌ民族ないし琉球王国における象徴的な場所であり、彼らのアイデンティティーそのものといえる。この意味で他府県とは異なる思いがそこには存在しており、指定件数が多いのは当然といえるだろう。

以上から見ると、特別な二道県を除けば兵庫県の中世・近世城郭の指定件数は特筆される数字であることになる。兵庫県においても確かに、県民の故郷の城への思いがあることは確かであるが、そういうふた思いは各府県の地域の中にも共有されるものである。兵庫県の場合、特に著名な戦国武将がいたわけではないにもかかわらず、全国的にみても目立つた指定数となつてている点が重要である。

実は兵庫県の場合、行政の働きかけが後押しし

たことが、この指定数につながっている経緯がある。池田正男は城館の国指定について「兵庫県においては昭和五四年度から五六年度の三ヶ年にわたり中世城館の学術調査（悉皆調査のこと）を実施し、重要性が認識された城跡について、地元市町の協力を得て優先的に史跡化を図った。」（かつては筆者加筆）として、そこに行政の動きが主導的な役割を果たしたこと述べている。¹⁰つまり、これらはすべて悉皆調査の基礎資料を基に、行政がその評価を行い県教委と地元市町との連携によって指定が進められ、文化庁の後押しも得て、初めて実現したというのである。もちろん地元の住民側の強い思いに後押しされてのことであるが、この思いが行政の動きにうまく連動した結果であつたと想像できる。つまり文化庁の悉皆調査事業というきっかけを得て、兵庫県・関係市町が眞面目に国指定史跡の指定にまで取り組んだ成果がこの数字を生み出したのである。この意味では兵庫県の悉皆調査は大きな成果を挙げたのであり、報告書の内容は問題が多いものの、後述の通り全国的に特筆されるべき事柄といつていいのである。¹¹

（5）国指定の評価について

次にでは、これまで指定を受けた史跡の評価とはどのようなものであったかを見ておきたい。そのことを示すのが平成八年度の赤松氏城跡・山名氏城跡の名称による指定である。これは守護大名の城郭を群指定という概念を用いて一括して指定したものである。ただこれらは感状山城跡を除くと、その指定理由は文献史学が主導する形での指定となっている。つまり守護の城という評価が指定の主な理由なのである。さらにはその前後に指定を受けた黒井城跡・八木城跡・洲本城跡や八上城跡なども国・郡単位レベルの拠点城郭であることが国指定史跡の要件として重視されている。つまり、政治史における重要度に対応した城郭が優先的に指定されてきたのである。それからもう一点、これらをみて顕著なのは山城が圧倒的に多いことである。平成以後の国指定では平成二五年の三木城跡を除いてすべて山城で占められていることを見てもそれは領けるだろう。

つまり、兵庫県における国指定は政治史的な関わりを優先してきたことと、山城を中心に実施さ

れてきたことの二点に大きな特徴があつた。しかし、こういった傾向は兵庫県にのみ限られたことではない、紙幅の都合で詳細は述べられないが、守護大名や戦国大名の本城、特に山城が優先して史跡指定を受ける現状は全国的な傾向でもある。例えば、近畿地方における国指定の中世城館は兵庫を除くと一五箇所であるが、そのうち一三箇所が山城で占められていることをみてもそれは頷けるだろう。

一 悉皆調査後の研究動向

(1) 大規模居館と中小規模居館

ここまで、悉皆調査の意義を考え、国指定史跡の指定経緯を追ってきた。次に、本項の主題である今後の城館保護へ向けての問題点について、今回は平地居館に絞つて考えることとしたい。城館

保護に関する課題はこの問題に限られるわけではないが、緊急性を考えた場合この問題を例示することが最も重要だと考えたためである。残りの課題に関しては後項に委ねたい。

兵庫県の平地居館で土壘景観が残されるのは、表2の通りである^⑫。同じく西日本で土壘が残される平地居館の数は表3の通りとなつてているが、これらを見てまず気づくのはその実数の少なさである。その一方で滋賀県甲賀・長浜地域、広島県東広島市（西条盆地）では現在でも多くの遺構が残っていることに目が行くだろう。

しかし、ここに紹介した平地居館で現在国指定史跡となつているものは皆無である。説明してきたように史跡指定は歴史的な重要性が問われることが多いからである。しかし、土壘を伴う平地居館の残存数からすると、多くの府県では遺構が存在することそのものが指定に値する現状にあることがわかる。歴史的な重要性に目を奪われて山城ばかりが保護の対象となつているが、平地居館こそ、今、守らなければならぬ遺跡であるといつても過言ではない。

ところで、県下にはかつて一町半～二町前後の大規模平地居館が三例、残存していた。しかし、坂本城跡が宅地造成に伴つて平成一〇～一三年にかけて土壘の一部を残して破壊され、河合城跡は

表2 【関西の土墨事例】

兵庫県 25例 大規模居館である坂本城・河合城・養宜館などの守護に関わる大規模居館と大湧館・屋形構のような土豪クラスの居館など比較的事例が豊富。目だった集中域はないが、播磨の加古川中流域などにややまとまって居館が分布する。

大阪府 8例 集中域なし、高屋城などの大規模城郭も存在。

京都府 12例 丹波・丹後の現存遺構は皆無か、その一方、乙訓にやや集中する。ほかに、御土居・堀、山科本願寺（南殿）などの特殊な土墨も存在。

滋賀県 142例 後藤氏居館など大規模なもののが小規模居館が多数存在。長浜市・甲賀地域などに大規模な集中域があるものの、湖西は希薄。ただし事例には寺内町のものを多数含む。

奈良県 37例 環濠集落などを中心に事例が多い。

和歌山県 1例 藤並城のみが残る。高田土居・小松原土居などの調査があるが現存遺構は少ない。

表3 【中国・四国地方の土墨事例】

広島県 34例 内25例が西条盆地（東広島市）に集中。

高知県 17例 田村氏城館（大規模居館）など南国市にやや集中。

鳥取県 16例 伯耆国東部に比較的集中。1町規模以上の大規模な事例が多い。今倉城が唯一居館の可能性。他は城郭。

山口県 8例 大内氏館・築山殿などが著名であるが、分散的で集中域はなし。

徳島県 6例 勝瑞城跡、集中域なし。

島根県 5例 三宅御土居、分散的で集中域はなし。

岡山県 5例 院ノ庄館など3箇所が津山市域にある。院ノ荘館の土墨は消滅寸前。

香川県 4例 大堀城（大規模居館110m×170m 15世紀代に出現。）集中域なし

愛媛県 4例 湯築城・荏原城など、集中域なし

昭和五二年の圃場整備事業で土塁が破壊された。辛うじて郭の遺構面は保護されていたというが、

それも平成一六年の宅地造成によつて開発に晒されてしまった。事前の調査が行われたものの、これらが記録保存という形で処理され、あまり話題にものぼらなかつたことに現在の兵庫県の城館を取り巻く状況が見え隠れする。

ここでは、その性格の違いから①大規模平地居館と、②平地居館の大部分を占める中小規模居館の二つを分離して平地居館を考える。なぜなら、前者①は純粹な意味での居館ではないと筆者は考へているからである。つまり、両者は単に上級権力と下位権力の差による規模差ではないのである。

(2) 大規模居館
大規模居館は兵庫県内では前述の通り三例が知られるが、すべて戦国時代前半以前に機能しておらず、いざれも一町半前後の規模を有している。¹³⁾坂本城跡¹⁴⁾は発掘調査によつて一六世紀初頭には廃絶したことが明らかで、養宜館跡¹⁵⁾は発掘調査が実施されていないが一六世紀初頭の淡路細川氏の滅亡

と同時に廃絶したとされる。また、河合城跡¹⁶⁾も嘉吉の乱に関わる遺構として知られている。

そして、坂本城跡・河合城跡について発掘調査によつて内部に遺構がほとんど無いことが知られており、養宜館跡では北側の一町弱の範囲のみが平坦地で、小土塁で仕切られ居館の立地に適している。その意味で改めて考えると、これらは単純に居館を囲つた遺構とは考えにくい。つまり、いずれも守護居所として日常の拠点として維持される場所ではないのである。

その意味で改めて考えると坂本城跡は嘉吉の乱に際して赤松満祐が籠もつた拠点とされ、河合城跡もこの時に登場する。養宜館の歴史は不明であるが、南側の緩い傾斜地を囲い込む選地には、この方向への防御線の意味合いが濃い。このようにみた場合、これらの大規模居館は平常の守護居館として維持されたのではなく、軍事的な緊張状態が原因となつて構築された可能性が高いといえる。このことからみると、これらはまさに当時の守護城郭を見るべきであることがわかる。この点について全国的な研究が始まっているがいざれにして

も、大規模居館の議論については兵庫県を初め今後、見直しが必要であることは明白である。ただし、軍事的な拠点としての色彩が明白になりつつあるからといって遺跡の価値が下がるわけではない。むしろこの時期の城郭や陣を考える上でこれらの大規模居館の重要性は高くなると見るべきである。ちなみに養宜館跡は細川氏の居館であるということで昭和初期に顕彰活動が行われ、現在、県指定史跡となっている。

(3) 中小規模居館

中小規模居館は前述のように、土壘が残る平地居館の多数を占めるが、第2・3表をみるとその分布には偏在が見られる。兵庫県においても瀬戸内沿岸の播磨・摂津などで土豪・地侍層の居館がかつては多数残されていたとされ加古川流域の「構居」⁽¹⁷⁾などが著名であった。しかし、加古川流域の「構居」で土壘を残すものは、現在皆無であるなど、この分布は元々の居館分布を反映するものではないことも確実である。つまり、第2表をみると小野市河合町周辺に土壘・堀を持つ居館が

集中するが、消滅した加古川流域などもかつてはこのような分布を持っていた可能性が高いのである。

一方で、既述の通り滋賀県の甲賀地域・湖北の長浜、広島県の西条盆地（東広島市）には土壘・堀をもつ中小規模居館が集中する。ただし、その滋賀県においても湖西は土壘・堀居館が希薄であり、むしろ甲賀・長浜の状況は全体から見れば特殊といわれている。広島県でも集中地域は西条盆地に限られている。このように消滅した居館を考慮しても土壘・堀居館は一様な分布を見せるのはなく、明らかに元々から偏在ないしは特殊な地域にのみ集中した可能性が高いのである⁽¹⁸⁾。

このことについてもう一度、兵庫県を見ると、但馬では特に居館の痕跡が遺構の残存度とは別に希薄であり、丹波や西播磨についても近世地誌などに紹介される居館は少数にとどまっている。

さらに武家居館としての土壘・堀の存在は、これまで必須のものとして一般に定着してきたが、近年の研究ではその全てが土壘・堀で囲むものであつたかどうかは疑わしいことが指摘されている。⁽¹⁹⁾

つまり、分布の偏在は単に幸運が重なった地域とそうでない地域という差のみではなく、明らかに元々なかつた地域が圧倒的に広がつていたことに主因があると見られるようになつてきているのである。²⁰⁾

例えば箱木千年屋（神戸市北区）では室町期の民家が残され、当主は戦国期に三木城に籠もつた地侍に出自を持つとされる。この屋敷地の発掘調査によつてその場所が少なくとも中世以来の屋敷地であったことが確認されたが、土壘・堀が構築された形跡は確認できなかつた。²¹⁾

このように偏在する平地居館であるが、ではこ

れらの居館が残されてきた要因は何にあつたのだ

ろうか。兵庫県で現在平地居館として良好に遺構が残されるのは大湊館跡（篠山市）、堀井城跡（小野市）、屋形構（市川町）の三居館で、これらは土壘・堀がほぼ完存する稀有な事例である。そこまでの残存度ではないが下津橋砦（神戸市北区）、石野氏館跡（三木市）、野村構居（丹波市）なども市街地化の進む中で奇跡的に遺構を残している事例といえる。

篠山市域ではもう一ヶ所有名な居館に初田館跡²²⁾があるが、現在、東側は高速道路で開発され、残りは耕作地として開墾され、土壘は僅かな起伏として残る状態となつてゐる。さらに伝承を語り継ぐ人もいなくなれば初田館跡はたちまち危機に瀕してしまふだろう。つまり地域の平地居館は山城に比べて保存の手立てを講じる緊急性が高く、このまま放置すれば、壊滅する可能性も出てきているのである。

これらが残されてきたのは、下津橋砦・石野氏館跡が神社・寺院の敷地であり、屋形構もかつて寺院であつたこと、大湊館跡は地侍の系譜を引く屋敷地として維持されたことが幸いしたのである。このように神社・寺院や由緒ある家の宅地などとして継続的に維持される条件が幸運にも整つた場合に限り、平地居館の土壘・堀は残されてきたのである。そして表1の残存居館の多くにおいてこうした残されるための環境が存在したことを筆者は確認している。つまりそれは、ただの平地や空地、耕作地等では土壘・堀が残されることが困難であることを示している。

少し話は逸れるがここで中小規模居館の土壘・堀の機能について確認をしておきたい。大規模居館の場合は城郭として考へるべきと述べたが、中小規模居館においても土壘・堀は防御施設であり、これらの構築は軍事的な必要性から生じたものと考へるべきであることに違いはない。このため、土壘・堀が分布するのは平地の居館において軍事的な緊張を凌ごうとした地域にのみ偏在するものと見ることができる。このため前述の一連の分布の偏在は、各地域における軍事的な緊張状態への対処のパターンによる違いとみることができる。ただ、戦国時代において地域の緊張状態は一度であつたわけではない。次にそのことを確認する事例を先の篠山市の平地居館で見ておきたい。

前述の初田館跡は発掘調査によつて周囲を幅4m、深さ一・五mの堀が囲み、内側に基底幅四m前後の土壘を持つことや、一六世紀中頃に廃絶したことが明らかになつた。ちょうど三好長慶の軍勢が多紀郡に侵攻を始めた前後の事であるが、堀から出土した天文一五年（一五四六）銘の「武運長久」を祈祷した転読札はこの事象に対応したものといわれている。ただ、館主の酒井氏はその後も同地周辺を拠点としており、永禄六年の高仙寺宛連署寄進状には初田菊夜叉丸の名が見えている。



土壘・堀が今も生きる大渕館跡
(県史跡)

つまり居館の廃絶は酒井氏の滅亡が原因ではなく、軍事的な緊張に伴う移転にあつたのである。ただ、この菊夜叉丸が初田館廃絶後、どこに居館を構えたのかは不明である。しかし、近世地誌である『丹波志』（水戸半兵衛貞著、江戸時代中期）は初田館が天正年間まで存続したとし、地域の人々もそのように伝承を受け継いできた。つまり、そこには一六世紀中頃以降の歴史的な事実が忘却され、江戸時代に改めて居館を酒井氏の由緒の場所として顕彰

した形跡が読み取れるのである。こういった行為が行われたのは地域に酒井氏一族の末裔が在村したからに他ならない。そして、居館が由緒の場所として顯彰されるきつかけとなつたのは、土壘・堀を残す地形的なモニュメントの存在があつたからであろう。このことをさらに言えば戦国末期の菊夜叉丸一族の居館はモニュメントを保持しなかつた可能性を想定する必要がある。

一方、前述の大渕館跡は戦国時代末期の天正三（七年）の間、明智光秀と対峙した八上城の近くに立地する。居館の周囲には幅五～六mの堀と高さ三m前後の土壘が囲む。居館規模は初田館館の方が一町弱で大渕館跡の半町に比べ大規模であるが、防御施設の規模は大渕館跡の方が大規模となる。

この違いは大渕館跡が戦国時代後半というより厳しい戦いにさらされた時期に存続したことと示す証であり、逆に初田館がその時代には既に機能を停止したことと示す証拠ととらえるのが妥当であろう。ところで明石郡において天正期まで存続した脇村構居や下津橋砦では土壘・堀の大規模化が明らかにされているが、これらは天文期末ないし

天正期の中央政権との緊張状態（対三好長慶なし織豊政権）に対応したものと考えられている。²⁵⁾ 初田館も同時期頃から軍事的な緊張状態に巻き込まれるが、居所を移動することでこれに対処したために、居館の土壘・堀は小規模なまま留まつたとみることができる。つまり、この事例は平地居館の実像を明らかにするためには、実際の遺跡に向き合わなければ正確な歴史を辿ることができないことを教えてくれているのである。

さらに、かつて地域の土地に刻まれ、人々の伝承や禁忌などによって保たれてきた居館の景観は、その伝承者の喪失と共に現在急速に失われつつある。確かに地籍図や航空写真は外面向的な情報を見たらしてくれる貴重な情報源ではあるが、それが示す情報はあくまで一面的でしかない。実相を追及する上で遺跡そのものが残されることの重要性はますます高くなっているのである。

三　さいごに

以上、かつて兵庫県で行われた悉皆調査につい

て紹介し、その調査がその後の国指定城館を誕生させたきっかけとなつた経緯を説明した。この一連の作業によつて兵庫県は城館における国指定史跡の保有数が全国トップクラスとなつたのである。

しかしこのことに関心を持つ人は少數にとどまるのが現状である。本文の目的は先ずはこの事実に関心を持つてもらうことにある。その上で今後、史跡間の連携や包括的な城館活用への動きが生じてくれることを願うものである。

ただ、一方で城館の評価に関して政治史的な遺跡を優先し、山城中心の国指定化が先行してしまつた現実がある。このことによつて平地居館への対策が遅れてしまつたことも忘れてはならない。今回はささやかな提言を行つたが、この問題について多くの方々に関心を持つてもらい今後の対策を期待したい。

さらに、『兵庫県の報告書』についてであるが、平地居館の問題を含め、同書刊行後、現在に至るまでに膨大な量の城館に関する著作物が刊行された。²⁵これには城館単体や地域単位のものも含めて多岐にわたるものがある。これらを通覧した上で、

再度遺跡の現状を把握し、全体的な再評価が必要な時期に来ていると筆者は考える。

特に今回話題に上げた平地居館では地域そのものがかつて保持した居館に関する情報や伝承が消滅しつつあることを述べた。

城館の丁寧な現地調査とこれらを総攬し現在の研究視点で総括することは急務なのではないだろうか。最後にそのことの重要性も訴えて本文を締めくくりたい。

(1) 文化庁ホームページ、文化財データベースによる。
以下、国史跡のデータに関してはこれによる。

(2) 池田正男「兵庫県における史跡の現状と課題」
(『ひょうご考古』第四号、一九九九年)。

(3) 本稿の趣旨からするとこれらについても説明する必要があるが、紙幅の都合から後考に委ねたい。

(4) 兵庫県も古代以前の領域に関心の軸足が向いており城館は脇役である。そのことは現在も変わらない。ただ、県下行政が城館遺跡への思いを汲み取ることができ、国指定に尽力したことには敬意を表したい。

そして、たまたまあつたかも知れないが兵庫県は

全国一、二位（数え方にもよるが）の国指定史跡の城館を持つ県となつたのである。これからの行動が期待される。

(5) 大類伸監修『日本城郭全集』一〇 兵庫県・岡山県』（人物往来社、一九六七年）である。なお、本シリーズは全一六巻である。

(6) 調査票は現在、兵庫県立考古博物館に所蔵されている。ただし、美嚢郡の旧吉川町など一部の未提出の地区もある。当時としては多くの情報が盛り込まれた内容であるが、現在では既に多くの著作物によつて補われており、あえてこの調査票によらなければならぬ情報は少なくなつている。ただし、本史料は当時の城館調査の記録として恒久的に保存されるべきものである。

(7) 現在の国土地理院二万五〇〇〇分の一地形図は隣接する図幅との間に重複部分があるが、当時のものはこの重複部分がない。従つて、古い地形図で計測を行わないと正しい位置は割り出せない。

(8) ただし、ごく一部の主要なものについては国土地理院の地図に個別に位置記載があるが、不完全であり、その有無については掲載の基準がないとしか思

えない。

(9) ただ、実施に当たつては調査員の選定や調査期間などにゆとりを持つた計画で臨む必要がある。前回の轍を踏まないためにも計画性と人選は重要である。

(10) 前掲(2)の文献による。

(11) 兵庫県は全国的に有数の国指定史跡である城館が生まれた。しかしその後、行政や地域においてこの数を生かした連携などが図られた形跡はない。もちろん国指定を受けた城跡の各市町ではその後の整備などについて熱心な取り組みを行つてているところは多い。例えば富松城（尼崎市）・端谷城（神戸市）を代表として、個別の城館の活動には目を見張るものがある。しかし、これらはすべて個別の取り組みに終始している。これだけの指定史跡を持った県であること自覚するなら、さらなる相互連携の模索や兵庫県として包括的な施策を考えてもいいのではないかだろうか。そして、こういった連携による相乗効果は城館の全体的なPRにもつながるのではないだろうか。

(12) 第2・3表は中四国城館検討調査会編「第一〇回

中四国城館検討会資料 景観から見た中四国地方の平地居館の様相」（中国四国地区城館検討会、二〇〇五年）の資料に基づく。

(13) 山上雅弘「戦国期兵庫県下の平地居館」（『赤松氏と播磨の城館』〈大手前大学史学研究所、二〇〇七年〉）、山上雅弘「兵庫から見た中世城郭・現状と課題」（『考古学研究会関西例会 中世山城をめぐる考古学』〈考古学研究会年、二〇一一年〉）などによる。

(14) 多田暢久「書写・坂本城の縄張りについて」（『城郭研究所年報』一〈姫路市立城郭研究室、一九九一年〉）。

(15) 山上雅弘「養宜館」（『図説近畿中世城郭事典』〈城郭談話会、一〇〇四年〉）。

(16) 宮田逸民「河合城」（『小野市史別巻文化財編』〈小野市、一九九六年〉）。

(17) 構居は平野庸『播磨鑑（宝暦一二年（一七六二））に記された居館を指す言葉である。加古川流域を中心とする居館を指して呼ばれる。ただし、構居の用語は近世以後に発生した可能性が高い。

(18) 前掲(12)文献による。

(19) 中西裕樹「土墨からみた方形館」（『城郭史料学』第四号〈城館史料学会、一〇〇六年〉）、松岡進「平

地居館跡をめぐる近世後期の言説の様相」（『城郭史料学』第四号〈城館史料学会、一〇〇六年〉）。

(20) 山上雅弘「戦国後期の中小規模居館における建物」（『城館史料学』第四号〈城館史料学会、一〇〇六年〉）。

(21) 前掲(20)文献に同じ。

(22) 兵庫県教育委員会『初田館跡』（一九九二年）による。

(23) 現在、篠山市西部の初田・犬飼・矢代地区には酒井姓を名乗る家が多く、初田館を先祖の故地と意識している。

(24) 山上雅弘「大湊館」（『図説近畿中世城郭事典』〈城郭談話会、一〇〇四年〉）による。

(25) 山上雅弘「播磨の中世城郭」（『明石の中世II—戦国時代の城館』）（明石市、一〇一六年）による。